

第19回都市経営会議 令和2年(2020年)2月6日(木)開催

- 1 宝塚市消防団条例及び宝塚市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について(1月27日分再審議)

【提 案】 消防本部

【結 果】 承認

【質疑等】 なし

- 2 令和元年度補正予算について

【提 案】 企画経営部

【結 果】 承認

【質疑等】

- ・これまでの病院への長期貸付金は補助という形だったのか。
⇒補助ではない。今回の「病院事業会計補助金」は、基準外の繰出しである。

- 3 令和元年度宝塚市病院事業会計補正予算(第4号)について

【提 案】 市立病院

【結 果】 承認

【質疑等】

- ・補正予算の内容と理由の文言を一般会計と調整してはどうか。
⇒調整する。
- ・経常経費のどういった点で赤字が増えるかを教えてほしい。
⇒収益的収支差つまり、病院運営を行う上で赤字になっていること、もう1点は資本的収支差がある。本来であれば企業債の償還部分を減価償却費から充てるがその費用が償還に回っていないことがある。令和3年度にも5.5億円の償還金が発生するため資金不足比率がさらに上がると見込まれる。収益を増やしてもそれに伴う支出が増える状況を改善しないといけない。
- ・退職手当組合の問題は解決しているのか。
⇒市側から7,872万9千円を25年間、合計で約19億円支払う見込みである。
- ・退職手当組合の過払い金を前倒しで4億円渡すとどうなるか。
⇒勘定科目が違うので資金不足解消にはならないが、キャッシュフローは良くなる。ただし、会計上累積剰余金は赤字のままである。

- 4 地方自治法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

【提 案】 総務部

【結 果】 承認

【質疑等】

- ・第 2 条の昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免職及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例について対象者はいるのか。また、今後、出てくることが見込まれるのか。
⇒昭和 64 年 1 月 7 日以前の行為が対象で、対象者は懲戒・戒告を受けた者である。今後、出てくることはあまり見込んでいない。
- ・近隣市でこの条例を廃止している団体（神戸市や明石市）もあるので廃止を検討してはどうか。
⇒今後、出てくる可能性は低いですが、国家公務員では残っている。一部の職員はこの時期に勤務しており、今回はこのままにしておいた。今後、近隣市の状況を参考に検討する。

5 宝塚市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定について

【提 案】 総務部

【結 果】 承認

【質疑等】

- ・法律は平成 14 年に制定されているが、なぜこの時期に条例を制定するのか。どのような職員を想定しているのか。
⇒条例を制定しなければ、市立病院の 2 名が会計年度任用職員の制度に該当せず、適正な給与が支払えないので今回、制定しようとするもの。
- ・給料表については、これを当てはめるのか。
⇒そのとおりである。
- ・号給と管理職手当は一致しているのか。
⇒1、2 号給は課長相当、3、4 号給は室長相当、5、6、7 号給は部長相当である。

6 宝塚市一般職の職員の給与に関する条例及び宝塚市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

【提 案】 総務部

【結 果】 承認

【質疑等】

- ・効果額は。
⇒現給保証があるので令和 2 年度は約 1,240 万円、令和 3 年度は 3,000 万円程度、最終的には単年度で 5,000 万円ほど、10 年で 3 億 7,800 万円と見込んでいる。

7 宝塚市建築事務及び住宅事務手数料条例の一部を改正する条例の制定について

【提 案】 都市整備部

【結 果】 承認

【質疑等】 なし

8 宝塚市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について

【提 案】 都市整備部

【結 果】 承認

【質疑等】

- ・改正概要中、3に記載の緊急連絡先となる者の連署の手続きは必要なのか。
⇒連署の部分は、条例のとおり住宅使用証書に記載してもらう予定である。
- ・改正概要中、1に記載の既存入居者の事情変更による他の市営住宅への移転について、連帯保証人は新規契約必要なくなるのか。
⇒基本的に連帯保証人は求めない。
- ・改正概要中、5に記載の福祉的配慮という文言は、これまでに条例や規則で使用していないので表現を検討してほしい。
⇒施政方針の文言等を参考に検討する。

9 障害者等の「障害」の表記を改めることに伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

【提 案】 健康福祉部

【結 果】 承認

【質疑等】

- ・例えば、福祉基金は心身障害者と記載しており、他の条例では障害者と記載しているがその違いを教えてほしい。
⇒それぞれの条例が制定された時代によって文言が違うのではないかとと思われる。障害者の種別としては身体障害者、精神障害者、知的障害者がある。県の条令等を引用している可能性も考えられる。
- ・施設名を変更すると看板の変更や、システム改修費用はかかると思うが概算は。
⇒36の条例改正について、担当課に確認したところ、システム改修費用は不要とのことである。看板は、安倉西と安倉南の身体障害者支援センターと高齢者、障害者の権利擁護支援センターの変更が必要であるが、高額な費用にはならないと思われる。障害福祉課の課名は、条例ではなく、規則改正になる。可能であれば今年度予算で対応する。
- ・ふりがな等、表記のルールはあるのか。
⇒ルビ、または、漢字の後に（がい）を付記する。（がい）が頻繁に出てくると読みにくいので、計画書などのように1P目に解説を入れて整理する。また、ルビが小さくて読みにくいこともあるので市民の認知を高めるためにも（がい）を使ってわかりやすくしたい。施設名称等の看板は大きくてわかりやすいものであればルビでも問題ない。計画名等の標記について、一定の考え方を今後、示す予定である。

1 0 権利の放棄について

【提 案】 環境部

【結 果】 承認

【質疑等】

- ・一部表現を修正してはどうか。
⇒修正する。

1 1 和解することについて

【提 案】 管理部

【結 果】 承認

【質疑等】

- ・文言の一部を変更してはどうか。
⇒変更する。

1 2 宝塚市奨学金条例を廃止する条例の制定について

【提 案】 管理部

【結 果】 承認

【質疑等】 なし